

2021 健康長寿

あんしん

ガイド

いきいきとした生活のために

久御山町

(令和3年度改訂)

目 次

《明るい生活のために》

1	老人福祉センター荒見苑	1
2	健康センターいきいきホール	3
3	いきがい大学	4
4	文化・スポーツ活動	5
5	交通安全教室	6
6	消費者問題の相談	6
7	シニアクラブ	7
8	敬老会	8
9	高齢者専用バス回数券等購入助成金制度	8
10	運転免許証自主返納支援事業	9
11	のってこ優タクシー	10
	のってこ優タクシー停留所マップ	11
12	社会福祉協議会	13
13	シルバー人材センター	18
14	国民年金	19
15	その他	21
	(1) 府営住宅特定目的優先入居	
	(2) 京都府住宅改良資金融資制度・21世紀住宅リフォーム資金	

《自立した生活のために》

(介護保険サービス)

	介護保険のしくみ	22
--	----------	----

家庭を訪問するサービス

1	訪問介護（ホームヘルプサービス）	29
2	訪問看護・介護予防訪問看護	29
3	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	29
4	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	29
5	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	29

日帰りで通うサービス

6	通所介護（デイサービス）	30
7	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	30

施設への短期入所サービス

8	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	30
---	---	----

施設に入って利用するサービス

9 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	30
-------------------------------	----

福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

10 福祉用具の貸与・介護予防福祉用具の貸与	31
11 特定福祉用具購入費の支給・介護予防特定福祉用具購入費の支給	31
12 住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給	32

地域密着型サービス

13 認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	32
14 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	32
15 認定症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	32

施設サービス

16 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	33
17 介護老人保健施設（老人保健施設）	33
18 介護療養型医療施設（療養病床を有する病院等）	33
19 介護医療院	33

（介護予防・日常生活支援総合事業）

1 訪問型サービス（ホームヘルプサービス）	35
2 通所型サービス（デイサービス）	35

（一般サービス）

1 家族介護者交流事業	37
2 在宅高齢者おむつ等支給事業	38
3 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	39
4 火災警報器具貸与事業	40
5 福祉サービス診断書料助成事業	41
6 緊急時在宅高齢者あんしん事業（シルバーホン設置）	42
7 久御山町認知症高齢者等見守りQRシール交付事業	43
8 養護老人ホーム	44
9 居宅高齢者介護者激励金支給事業	45
10 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	46
11 高齢者住宅改造助成事業	47
12 ささえ愛サービス（住民参加型在宅福祉サービス）	48
13 地域包括支援センター	49

（要介護状態にならないために）

1 いきいきスマイル塾	51
2 いきいきハツラツ塾（いきいきホール出張プログラム）	52
3 いきいきすこやか塾（いきいきホール運動指導士派遣事業）	53
4 ミニデイサービス事業（いきいきサロン）	54

≪健康のために≫

(健康診査など)

1	健康診査（生活習慣病予防のために）	55
2	予防接種の助成	57
3	健康手帳の交付	58
4	健康教育	58
5	健康相談	58
6	訪問指導	59

(医療制度)

1	国民健康保険	60
2	老人医療制度	65
3	重度心身障害者医療制度	66
4	特定疾病の治療を受けたときに支払う一部負担金の 支払い限度額を認定する制度	67
5	後期高齢者医療制度	68
6	重度心身障害老人健康管理事業制度	70

≪その他≫

1	障害福祉サービス	72
2	くみやま“あい”をつなぐプラットフォーム	73
3	暮らしのダイヤル	75
4	町内介護保険事業所	79
5	防災への備え（避難場所など）	81

《明るい生活のために》

1 老人福祉センター荒見苑

高齢者の皆さんの“生きがい”活動の拠点となる施設として老人福祉センター荒見苑を設置しています。

交流、健康、憩いの場としてお気軽にご利用ください。

所在地

久御山町田井新荒見11番地 久御山中央公園内

開苑時間

午前9時から午後4時30分まで（土曜日は午前11時30分まで）

休苑日

毎週日曜日及び祝日
年末年始（12月28日～翌年1月4日）

利用手続き

- ・個人及び10人未満の場合は、使用台帳（同センターにあります）に住所、氏名を記入し、利用してください。
- ・シニアクラブや10人以上の団体の場合は、10日前までに同センターに「使用許可申請書」を提出してください。

浴室利用

入浴日は、毎週月・水・金曜日（休苑日は除く）
※入浴時間 午後1時から午後3時まで

問い合わせ先

老人福祉センター 荒見苑 ☎ (0774) 44-3405

久御山町老人福祉センター荒見苑 サークル

新しいチャレンジを「サークル」でしてみませんか？
きっと仲間との楽しい笑顔のある生活が増えますよ！

(令和3年1月1日現在)

No.	サークル名	サークルからひとこと	活動日
1	華道	楽しくおけいこして、部屋を飾ってみてはどうですか。流派は末生流です。	毎月第2・4水曜日
2	うたごえA	新しい歌謡曲を学べる楽しい教室です。カラオケをもっと楽しみたい方は是非ご参加ください。	毎月第1・3火曜日
3	うたごえB		毎月第1・3木曜日
4	コーラス	みんなそろって歌えば、心晴ればれ体もすっきりしますよ。	毎月第2・4木曜日
5	手芸	編み物・洋裁・ビーズ等いろんなことをしています。	毎月第1・3水曜日
6	気功	なごやかな雰囲気の中で、自分のペースで体力増進ができますよ。	毎月第1・3水曜日
7	組紐	数本の絹糸を組んで、オリジナルの帯締めやアクセサリー作り等を楽しんでみませんか。	毎月第1・3火曜日
8	大正琴	古典音楽の一つで独特の音色のする大正琴を楽しみませんか。	毎月第1・3木曜日
9	習字	みんな楽しくおけいこしませんか。	毎月第2・4水曜日
10	フォークダンス	楽しく愉快地に踊ってみませんか。	毎月第2・4月曜日
11	新舞踊	歌謡曲に合わせてみんなでのしく踊りましょう。	毎月第2・4水曜日
12	健康体操	かんたん・たのしい・ちょうどいい筋力・体力・脳力アップで元気になりましょう。	毎月第1・3水曜日

久御山町老人福祉センター荒見苑 同好会

(令和3年1月1日現在)

No.	同好会名	同好会からひとこと	活動日
1	カラオケ	みんなと一緒に好きな歌を歌いましょう。	毎月第1・3月曜日
2	歌あざみの会	基本的な発声練習から習っていただけます。	毎月第1・3金曜日
3	リメイク	着物や古着をバックやベストにリメイクします。	毎月第2月曜日

☆活動日は会場の都合などにより変更することがあります。

☆各サークル、同好会の詳細については、老人福祉センター荒見苑までお問い合わせください。

2 健康センターいきいきホール

介護予防の拠点となる施設として、健康センターいきいきホールを設置しています。各種ウェイトトレーニングマシンやウォーキングマシン・バイクその他健康器具を用意していますので、健康の維持と増進にお役立てください。

いきいきホールでは、介護が必要な状態になることを予防し、“健康長寿”実現のためのいろいろな教室も行っています。

所在地

久御山町佐古外屋敷254番地1

開館時間

午前9時から午後8時まで

休館日

毎週月曜日（祝日の場合は翌日）
年末年始（12月28日～翌年1月4日）

利用対象者

町内在住・在勤の40歳以上の人
ただし、トレーニングルームの使用及び介護予防教室（くみやまいきいき教室）の参加は町内在住者に限ります。

利用料

トレーニングルームの使用料及び介護予防教室（くみやまいきいき教室）の参加料は
◇40歳～59歳 1回 200円
◇60歳以上 1回 100円
（上記以外の施設利用は無料です）
※特別講座参加費 内容により変更あり

問い合わせ先

健康センター いきいきホール
☎ (0774) 41-3466
<http://www.kumi-iki.com/index.html>

3 いきがい大学

町教育委員会では、生涯学習活動の一環として、高齢者を対象に「いきがい大学」を開催しています。

高齢社会を迎え、生きがいのある充実した人生を送るために健康管理や社会情勢、国際交流など幅広い分野について、ともに話し合い、考え合う中で、よりよい明日を創り出すための学習の場となるよう実施しています。

対象者

60歳以上の人

開催数

年10回

受講料

年間1,000円

問い合わせ先

社会教育課

4 文化・スポーツ活動

いきがい大学では、例年高齢者を対象にしたスポーツ活動も実施しています。

また、シニアクラブ連合会では、輪投げ大会、グラウンドゴルフ大会等を実施し、親睦・健康保持のための活動を展開しています。

シニアクラブの主な活動

グラウンドゴルフ大会（年2回）

菊花展（11月頃）

輪投げ大会（年2回）

シニア文化祭

ウォーキング（年3回）

親睦旅行

子育て支援センターあいあいホール 交流会（年4回）

特別養護老人ホーム楽生苑 友愛訪問（年2回）

清掃奉仕・ボランティア活動

園芸ボランティアサークル（常時活動）

健康麻雀サークル（祝日除く（月）（金）毎週 午前10時～午後4時）

問い合わせ先

老人福祉センター 荒見苑

☎ (0774) 44-3405

5 交通安全教室

高齢化が急速に進展する中で、高齢者がかかわる交通事故の割合が高くなっています。高齢者の交通事故を防止するためには、高齢者自身が交通ルールを守り、安全に行動することが大切です。

町では、わかりやすく楽しく交通ルールを学んでいただくため、高齢者を対象とした交通安全教室の開催を積極的に支援しております。開催を希望される場合は、役場都市整備課までご連絡ください。

問い合わせ先

都市整備課 建設総務係

6 消費者問題の相談

架空請求や訪問販売、点検商法、住宅リフォーム詐欺など、高齢者を狙った悪質商法が増加しています。

被害に遭わないためには、どのような被害事例があるのか、どう対応すればいいのかなど、消費者問題に関する正しい知識を身につけることが大切です。

町では、毎週木曜日に消費生活専門員による相談窓口の設置や、広報「くみやま」で「消費生活110番」という啓発記事を掲載しています。

「自分には関係ない」という思い込みは危険です。被害に遭ったときに冷静に対応できるように、日ごろから心がけるようにしましょう。

また、被害に遭ってしまったり、不安なことや相談したいことがある場合は、役場産業課までご連絡ください。

消費生活相談窓口

毎週木曜日（祝日除く）13：00～16：00

相談場所：役場2F会議室22（場合により変更になります。）

問い合わせ先

産業課 商工係

7 シニアクラブ

老後を心豊かな楽しいものとするために、おおむね60歳以上の皆さんでシニアクラブ（老人クラブ）がつくられています。

「私もシニアクラブへ入りたい」という方は、老人福祉センター荒見苑へお問い合わせください。

(令和3年4月1日現在)

番号	シニアクラブ名	地区名
1	大橋辺シルバークラブ	大 橋 辺
2	敬 友 会	北 川 顔
3	藤 寿 会	藤 和 田
4	島田シニアクラブ	島 田
5	老 友 会	坊 之 池
6	中 島 年 輪 会	中 島
7	東 一 口 老 人 会	東 一 口
8	相 島 老 人 ク ラ ブ	相 島
9	森 老 人 ク ラ ブ	森
10	老 寿 会	野 村
11	東 栄 会	村 東
12	佐 山 楽 友 会	佐 山
13	市 田 老 人 会 ①	市 田
14	市 田 老 人 会 ②	市 田
15	田 井 喜 楽 会	田 井
16	寿 ク ラ ブ	下 津 屋
17	松 寿 会	松 陽 台
18	さ くら ク ラ ブ	下 津 屋 団 地
19	長 寿 シ ニ ア ク ラ ブ	サ ン タ ウ ン 佐 山
20	若 草 ク ラ ブ	下 津 屋 サ ン ハ イ ツ
21	た ん ぽ ぽ ク ラ ブ	下 津 屋 ・ 荒 見
22	林 シ ニ ア ク ラ ブ	林
23	栄 楽 会	栄 1 ・ 2 丁 目
24	松 栄 会	栄 3 ・ 4 丁 目
25	久御山シルバークラブ	久 御 山 団 地
26	東 佐 山 青 空 会	東 佐 山 団 地
27	ハイツ西宇治シニアクラブ	ハ イ ツ 西 宇 治
28	シニアクラブ西ノ会	林 北 畑
29	双 栗 ク ラ ブ	双 栗
30	西武西林シニアクラブ	西 武 西 林
31	個 人 会 員 ク ラ ブ	ク ラ ブ 無 し 地 区 在 住 者

8 敬老会

町では、毎年9月の敬老週間を中心に長寿をお祝いする敬老会を開催します。高齢者を招待し、式典とアトラクションなどで楽しいひとときを過ごしていただきます。

町から結婚50年の金婚者のご夫婦などに記念品を贈り長寿をお祝いします。

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

9 高齢者専用バス回数券等購入助成金制度

バス等の公共交通の利用促進と高齢者の外出を支援し、老後の生活の充実を図るため、高齢者専用バス回数券等の購入を助成します。

対象者

補助申請年度の4月1日時点で次のいずれにも該当する人

- (1) 70歳以上であること。
- (2) 町の住民基本台帳に記載されていること。

事業の内容

①高齢者専用バス回数券等に年間2,500円を限度として購入代金の半額を助成します。

②申請の手続きは、新市街地整備室の窓口となります。

※ただし、他の販売窓口で購入したのってこタクシー利用回数券（未使用に限る）を持参した場合についても対象となります。

申請に必要なもの

本人確認資料（免許証、保険証、住民基本台帳カードなど）と印鑑

問い合わせ先

新市街地整備室

10 運転免許証自主返納支援事業

高齢になると、運転の際、反応速度の衰えを感じたり、集中力が持続しなくなったりします。

大きな事故を起こす前に、運転免許証を自主返納して、自分自身で運転をやめるという決断をすることは、とても大切なことです。

久御山町では、運転免許証の自主返納を推進するため、「運転免許証自主返納支援事業」を実施していますので、運転に不安を感じたら一度ご検討ください。

事業の内容

今後再取得の意思がなく、自主返納をした方又は失効した方を対象に、ICOCAカード3,000円分又はのってこタクシー回数券3,000円分を支給。

※自主返納の手続きは、免許更新センター又は警察署で行ってください。

申請に必要なもの

運転免許の取消通知書（運転免許証を返却した際に交付）

若しくは

失効した運転免許証（令和元年12月1日以降の失効）

問い合わせ先

都市整備課 建設総務係

京都駅前運転免許更新センターホットライン

☎ (075) 354-0110

11 のってこ優タクシー

路線バスへの乗車が困難な方を対象に、『のってこタクシー（デマンド乗合タクシー）』制度を活用し、より乗車しやすいよう『のってこ優タクシー』として運行しています。

事業の内容

運行内容は町内を一つのエリアとし、電話予約のうえ、地域の集会所等に設置した各停留所から乗車いただき、各停留所間を移動できます。

のってこ優タクシーを利用するためには利用登録が必要です。

対象者

路線バスへの乗車が困難な下記区分に該当する方が対象となります。

区分	対象者
高齢	要支援・要介護1～2認定者
	65歳以上の移動困難で民生委員の意見を聴いて認める者
子育て	母子健康手帳を所持している妊産婦（母子健康手帳記載の出産日または出産予定日以後2年を経過する月末まで対象）、療育教室通室児の保護者
交通	65歳以上の自動車運転免許証の自主返納者
障害	身体障害・療育・精神障害の各手帳所持者、自立支援医療受給者証所持者（精神通院・育成医療）、特定医療費（指定難病）受給者証所持者

料金

大人 200円　子ども 100円

登録方法

- ①代理人申請、郵送での申請も可能です。
また、事前に民生委員の意見書等が必要な場合は、住民福祉課へお問い合わせください。
- ②申請書の提出時には、利用区分の確認をさせていただきますので、ご本人様の利用要件が確認できるもの（介護保険被保険者証、母子健康手帳、運転経歴証明証、身体障害者手帳、民生委員の意見書等）をご持参ください。

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係



12 社会福祉協議会

社会福祉協議会の行っている活動

(1) 男ひとりの過ごし方事業（料理教室）

65歳以上でひとり暮らしの男性を対象に、日々の生活の困りごと（家事など）を自分で解決できるようにすることを目的とした教室を開催しています。現在は、料理教室を下記のとおり年5回開催しています。

- ・対象者：65歳以上のひとり暮らしの男性
- ・場 所：保健センター 調理実習室
- ・参加費：500円／回

(2) 終い支度セミナー

高齢期から終末期に向けた不安を安心に変えるため、元気な間に将来の自分の生活や暮らし方を考えていただくことを目的としたセミナーを年3回開催しています。

- ・対象者：関心のある方
- ・講 師：司法書士、行政書士、社会福祉士等の専門職
- ・内 容：エンディングノート、遺言書、生前整理、相続などについて

(3) 買い物送迎サービス

町内に居住され、自分で買い物に行くことが難しい高齢者を対象とした買い物に特化した送迎サービスです。ご自身で買い物を楽しんでいただくことを目的としています。

- ・対象者：70歳以上の高齢者のみで暮らしている方で、介助の必要がなく、公共交通機関でイオンモール久御山へ行くことができない方。
- ・日 時：月1回（第2金曜日）
運行時間 13時頃～16時頃
買物時間 14時頃～15時30分頃
- ・利用料：100円（ガソリン代）

(4) 相談窓口の設置

誰でも何でも相談できる窓口として、相談事業を行います。

- ・心 配 ご と 相 談：毎月第2・4木曜日午後1時から4時まで
- ・弁護士無料法律相談：毎月第3木曜日（町広報等で開催案内を掲載）要予約
- ・司法書士無料法律相談：偶数月の第4木曜日（町広報等で開催案内を掲載）要予約
- ・福祉サービス利用援助事業の相談：毎月第2木曜日午後1時から4時まで
- ・介 護 相 談：毎月第4木曜日午後1時から4時まで
- ・福祉ゴミ処理に関する相談：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時

- ・ふれあいテレフォン相談：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時
直通電話 (075) 631-3421

(5) 福祉サービス利用援助事業

認知症のある方や知的・精神に障がいのある方などで判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用契約等がうまくできない状態にある方を対象に、手続きや苦情解決について援助、日常的な金銭管理の支援などを行います。

(6) ボランティア給食サービス

ひとり暮らしの高齢者を対象に年に9回、昼食の配食をボランティア活動で行っています。(料金：1回400円 □座引落とし手数料：85円)

(7) 各種機材の貸出

在宅で介護をされている方を対象に、期限付きで車いすの貸出を行っています。また、地域福祉活動や自治会、子供会等のイベントなどに活用できるレクリエーション機材の貸出も行っています。

問い合わせ先

社会福祉法人 久御山町社会福祉協議会

☎ (075) 631-0022

社協が行っている地域福祉活動一覧：ボランティアグループ活動

グループ名	活動目的と主な活動内容
あつまる会	特定目的でないボランティア活動を基本とする。 ・環境美化活動 ・障がいのある方とのふれあい
クックピープル	調理活動を通じて、地域福祉活動に貢献する。 ・ひとり暮らし高齢者への給食サービスの調理（年間9回） ・身体障害者デイサービス事業料理教室での調理指導及び補助
久御山運転 ボランティアグループ	車を利用するボランティア活動を社会参加の一環として行い、福祉当事者の生活を支援する。 ・毎月のボランティア給食サービスでの配食活動 ・車いす利用などのため、社会参加が困難な方を車両による搬送を行うことによる支援等
さくらんぼ	子育てサロンなど、子育てに関する活動を応援することを目的とする。 ・親子ニコニコ子育てサロンの企画及び運営
手話サークルいちご	ろうあ者との関わりを通じて様々な社会活動を行う。 ・例会での手話技術の向上を図り、ろうあ者との関係づくりを推進する
手話サークルさくら	ろうあ者との交流によって手話を学習し、手話奉仕員を目指す。 ・例会での手話技術の向上 ・町の開催する手話教室への協力 ・山城ろうあ者新年大会等、当事者団体のイベントへの協力、参加
大正琴サークル すみれ	大正琴を通じて、地域の人々と交流する。 ・町民文化祭、福祉まつり等に参加し、大正琴の演奏を披露する ・さつき苑デイサービス等の福祉施設を訪問し、演奏を披露する
久御山町 ゆる体操クラブ	健康のためにゆる体操を練習し、普及させることを目的としている。 ・第2・4土曜日に荒見苑でゆる体操教室を開催しています
ボランティアグループ おもちゃ病院	子どものおもちゃの修理を行うことにより子どもたちに「ものを大切に作る心」と、「科学への興味心」・「思いやりの心」を育ててもらおうことを目的とする。定期的に月1回おもちゃ病院を開院しています。
要約筆記「グー」	勉強会を中心に活動しています。要約筆記講座を開催しています。社協関係の研修会などでも要約筆記をしています。
ボランティアグループ クローバー	町内福祉施設の作業補助などを中心に活動しています。障がいのある方の外出支援なども行っています。
久御山ハーモニー	各種施設やイベントなどでコーラスを披露しています。
傾聴ボランティア こころ	利用者のお宅に訪問して、お話を聞かせていただきます。
遊楽の会	歌唱・舞踊・琴・尺八・落語など福祉施設や地域の自治会等で、依頼により発表しています。 町内の福祉施設、枚方の特別養護老人ホーム、デイサービスで活動。

クミトピア (かなエモン)	高齢者の困りごと解決のお手伝いをする。対象者は独居・高齢者・障害者各世帯とする。活動は会員が可能な依頼としています。
アマービレ	童謡や懐かしい唄を聞いていただいたり、一緒に歌い楽しい時間を過ごしていただく。八幡市の敬老会や病院への訪問を行っている。
認知症予防ゲーム 「ハートフル」	頭や体を同時に使い脳を活性化させる「認知症予防ゲーム」を地域や施設に出向き行うことにより、認知症予防・改善の活動をしています。
手話サークル H A P P Y	手話の学習及び交流を通じて聴覚障がい者と聴者の相互理解を深めるとともに手話の知識、技術向上に努めます。 また、手話の学習や自主交流及び他団体主催の交流会へも参加します。
ナニ・プア・ティアレ	フラダンスを通して、老若男女みんなが元気になり、楽しい時間を過ごしていただきます。
銭太鼓	音楽に合わせて、銭太鼓の演奏をします。

その他 社会福祉協議会に関連する事業等

(1) 生活福祉資金

所得が少ない世帯、障害者、療育や介護を必要とする高齢者がいる世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

貸付けの対象

対象となるのは、次のいずれかに該当する世帯です。ただし、資金種類により異なるため、詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。

低所得世帯	生活保護基準の1.8倍以内の所得が低い世帯。
障害者世帯	「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの交付を受けた方の属する世帯で、生活保護基準の2.5倍以内の所得水準の世帯。(現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方を含みます。)
高齢者世帯	日常生活上、療育または介護を必要とする65歳以上の高齢者が属する世帯で、生活保護基準の2.5倍以内の所得水準の世帯。

(2) 不動産担保型生活資金

現在、暮らしている自己所有の不動産(土地・家屋)に、今後も将来にわたって住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保として年3%以内の利率で生活資金を貸付ける制度です。

貸付けの限度額

- ①低所得世帯向け：土地の評価額の70%以内、月30万円以内
 - ②要保護世帯向け：土地及び建物の評価額の70%以内、生活扶助額の1.5倍以内
- ※上記のどちらも資産などの要件があります。

償還期間

借受人の死亡時など貸付契約の終了時

相談窓口

上記の貸付け制度のお問い合わせについては、町社会福祉協議会へご相談ください。久御山町社会福祉協議会 ☎ (075) 631-0022

13 シルバー人材センター

シルバー人材センターは、地域における高齢者の重要な活動拠点として、多くの高齢者が長年にわたって培ってきた知識や経験、能力を活かし、地域社会の一員として、生き生きと働くと同時に、ボランティアなどの様々な社会活動を目指しています。

対象者

- ・会員登録資格：原則として町内在住の60歳以上の方
- ・仕事の依頼：どなたでも利用できます

事業

- ・請負・委任による仕事
 - ・労働者派遣による仕事
 - ・職業紹介による仕事
 - ・技能講習会
- } 臨時的かつ短期的な就業
又はその他の軽易な業務

仕事内容

植木剪定、除草、建具等張替え、大工、塗装、自動車等運転、事務、管理、清掃、軽作業、内職、家事援助サービスなど

問い合わせ先

公益社団法人 久御山町シルバー人材センター
☎ (075) 633-5500 (入会希望及び仕事の依頼)

14 国民年金

国民年金は、老後の生活や万が一のことが起こったときのために、みんなで保険料を出し合って経済的に支え合う制度です。

年金の種類

種 類	内 容
老 齢 基 礎 年 金	国民年金の保険料を納めた期間、免除された期間及び合算対象期間を合わせて10年以上あれば、原則65歳から支給されます。
障 害 基 礎 年 金	20歳になるまでや国民年金加入中または資格喪失後60歳以上65歳未満で国内居住中の病気やケガで、所定の障害が残ったときに支給されます。
遺 族 基 礎 年 金	国民年金加入中の人などが死亡したとき、その人に生計維持されていた「子のある配偶者」か「子」に、子が18歳になる年度末まで支給されます（子に障害があるときは20歳まで）。
寡 婦 年 金	第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間含む）が10年以上ある夫が年金を受けずに死亡したとき、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあった妻に60歳から65歳まで支給されます。
死 亡 一 時 金	保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに死亡したとき、生計が同じであった遺族に支給されます（遺族基礎年金を受けられる場合を除く。寡婦年金とは選択）。
特 別 障 害 給 付 金	任意加入対象であった平成3年3月以前の学生や昭和61年3月以前の厚生年金加入者などの配偶者で、その当時未加入であったために障害基礎年金などが受けられなかった人が対象です。
老 齢 福 祉 年 金	国民年金制度が発足した当時、既に高齢であったために（大正5年4月1日以前生まれ）、老齢年金の受給資格を満たすことができなかった人が対象です。

年金の振込先を変えるとき

届出が必要です。それ以外にも、年金を受けている人が死亡したとき、年金証書をなくしたとき、二つ以上の年金が受けられるようになったときなどの場合にも手続きが必要です。

詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

年金に関する相談

※予約の際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

◇電話での相談

ねんきんダイヤル

☎ (0570) 05-1165 (市内通話料金)

050で始まる電話からは ☎ (03) 6700-1165

(受付時間)

月 曜 日：午前8時30分から午後7時まで

火～金曜日：午前8時30分から午後5時15分まで

第2土曜日：午前9時30分から午後4時まで

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◇来訪相談の予約は予約受付専用電話へ

予約受付専用電話

☎ (0570) 05-4890

050で始まる電話からは ☎ (03) 6631-7521

(受付時間)

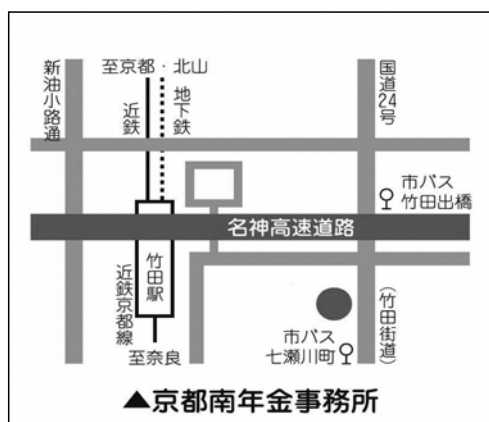
月～金曜日（平日）：午前8時30分から午後5時15分まで

※土日祝、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◇京都南年金事務所

京都市伏見区竹田七瀬川町8-1

☎ (075) 644-1165

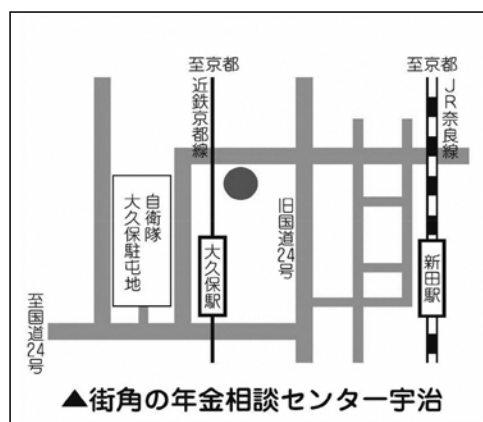


◇街角の年金相談センター宇治

(来訪相談のみ)

宇治市広野町西裏54-2

☎ (0774) 43-1511



◇国保健康課 国保医療係

15 その他

(1) 府営住宅特定目的優先入居

高齢者世帯が府営住宅へ入居を希望する場合は、一般募集とは別に一定の枠を設け、特定目的優先入居ができる制度があります。(年3回程度)

※高齢者世帯とは、生計中心者が60歳以上で、同居者が①配偶者②18歳未満の児童③重度又は中度の身体障害者若しくは知的障害等のある人④おおむね60歳以上の人のいずれかに該当する世帯

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係
京都府山城北保健所 企画調整課
☎ (0774) 21-2199

(2) 京都府住宅改良資金融資制度・21世紀住宅リフォーム資金

21世紀住宅リフォーム資金融資とは、府民のみなさんがお住まいになっている住宅のバリアフリー化、耐震化など京都府が府民の皆さんに住んでいただきたいと考える住宅仕様への修繕工事をされる場合に、その資金を融資するものです。

- ◆一般型：自分が居住している住宅（府内に限る）を21世紀住宅リフォームに改善するとき。
- ◆親孝行型：高齢者である親等が居住している住宅（府内に限る）を21世紀住宅リフォームに改善するとき。

問い合わせ先

都市整備課 建設総務係
京都府建設交通部 住宅課
☎ (075) 414-5356

《自立した生活のために》 (介護保険サービス)

介護保険で利用できるサービスには、自宅などの生活の場で利用できる在宅サービスと、それ以外の在宅でのサービス、施設へ入所して利用する施設サービスなどがあります。利用する人の心身の状況などに合ったサービスを選んで有効に活用しましょう。

介護保険のしくみ

40歳以上の方が介護保険に加入します。



65歳以上の方
(第1号被保険者)



40歳～**64**歳の方
(第2号被保険者)



39歳以下の方
介護保険の被保険者となりません。

●サービス利用の条件

65歳以上の方

介護が必要になった65歳以上の方は、その原因を問わずに、すべての方が介護保険のサービスを利用することができます。

40歳～64歳の方

40歳～64歳の方の場合は、老化等に起因する右記の特定疾病によって介護が必要になった場合にサービスを利用できます。

—— 特定疾病 ——

- ①がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症 (ALS)
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症 (アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症及びレビー小体認知症)
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 [パーキンソン病関連疾患]
- ⑧脊髄小脳変性症 (SCD)
- ⑨脊椎管狭窄症
- ⑩早老症 (ウェルナー症候群)
- ⑪多系統萎縮症 (MSA)
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患 (脳梗塞、脳出血等)
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患 (肺気腫、慢性気管支炎等)
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

要介護認定と要介護度 — 要介護度のランクは7段階

●要介護度によって異なるサービス

要介護度は7段階に分かれ、利用できるサービスの量や内容がそれぞれ異なります。

要介護度別にみた高齢者の心身の状況と利用できるサービスのめやす

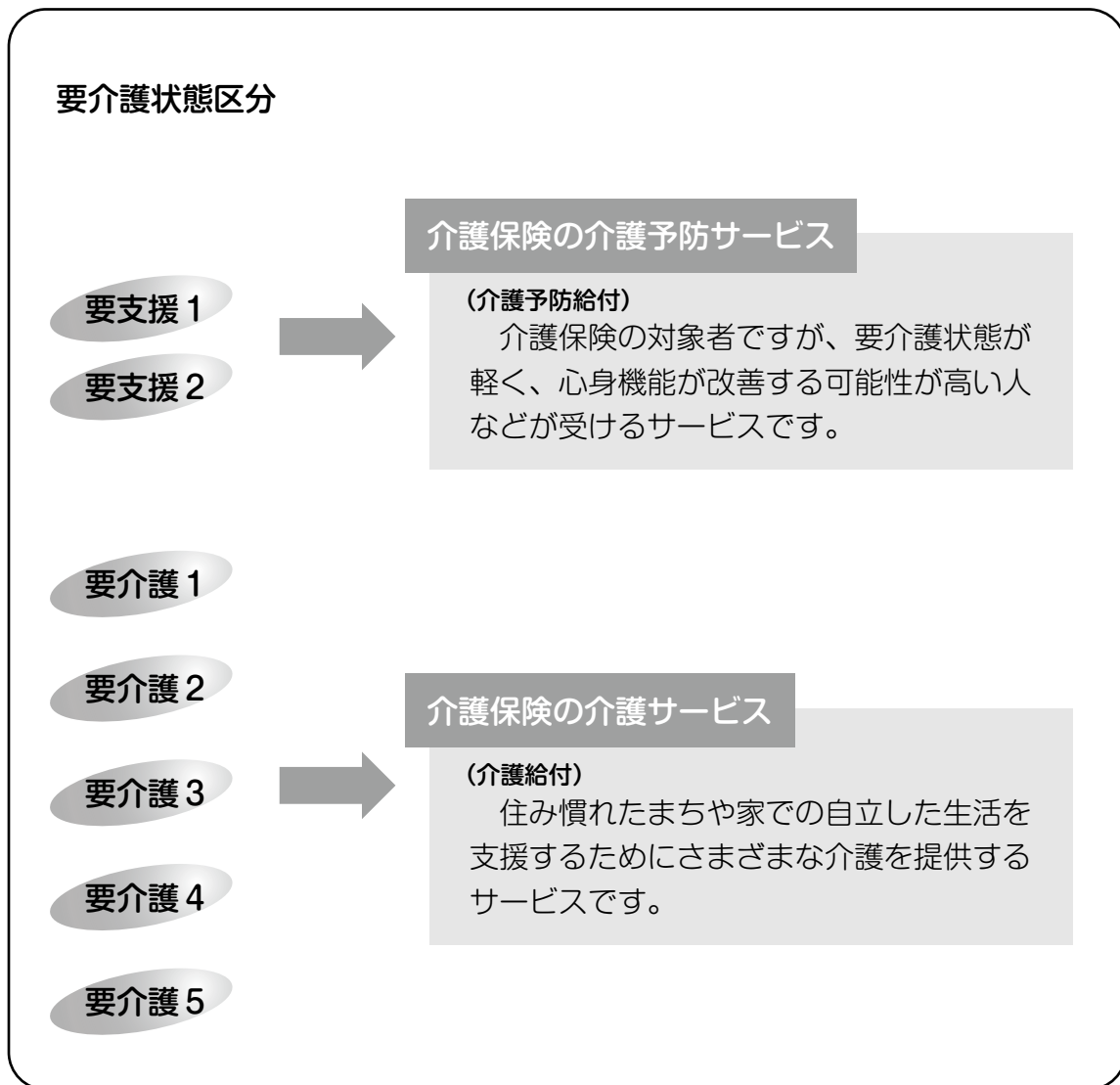
区分	状 態 (事例)	受けられるサービスの水準 (事例)	
要支援 1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの世話の一部に何らかの介助が必要 ・複雑な動作に何らかの支えが必要 ・排せつや食事はほとんど自分ひとりで行える 	週に1～2回の通所介護又は通所リハビリテーションが利用できる水準	
要介護	1	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの世話に何らかの介助が必要 ・複雑な動作や移動の動作に何らかの支えが必要 ・問題行動や理解の低下がみられることがある 	週2回の通所介護又は通所リハビリテーションに加えて、1日1回1時間未満の訪問介護（生活援助）が利用できる水準
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの世話の全般に何らかの介助が必要 ・複雑な動作や移動の動作に何らかの支えが必要 ・排せつや食事に何らかの介助が必要 ・問題行動や理解の低下がみられることがある 	週3回の通所介護又は通所リハビリテーションに加えて、1日1回1時間未満の訪問介護（生活援助）が利用できる水準
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの世話が自分ひとりで行えない ・複雑な動作や移動の動作が自分ひとりで行えない ・排せつが自分ひとりで行えない ・いくつかの問題行動や理解の低下がみられる 	週3回の通所介護又は通所リハビリテーションに加えて、1日1回1時間未満の訪問介護（身体介護）が利用できる水準
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの世話がほとんどできない ・複雑な動作や移動の動作がほとんどできない ・排せつがほとんどできない ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる 	週2回の通所介護又は通所リハビリテーションに加えて、1日2回30分未満の訪問介護（身体介護）及び週1回1時間未満の訪問看護が利用できる水準
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの世話がほとんどできない ・複雑な動作や移動の動作がほとんどできない ・食事や排せつがほとんどできない ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる 	週1回の通所介護又は通所リハビリテーションに加えて、1日2回1時間未満の訪問介護（身体介護）及び週1回1時間未満の訪問看護が利用できる水準

※上記はあくまでも代表的な心身の状況例であり、異なる状況であっても同一の要介護度になることがあります。

認定結果は、その方の心身の状態に応じて見直し（更新）が行われます。また、状態が変わったときは、更新時期前でも要介護認定の変更（区分変更）の申請をすることができます。

介護保険で利用できるサービス

介護保険では、介護が必要になっても、できる限り住み慣れたまちや家で自立した生活ができるよう、必要なサービスを総合的に提供します。



《困ったことがあれば地域包括支援センターへ気軽に相談を》

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう支援を行っています。地域包括支援センターの主な役割は①高齢者の総合相談窓口、②介護予防ケアマネジメント、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメントの4点です。

主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが協力をして、高齢者の皆さんを総合的に支援します。

※詳しくは49ページをご覧ください。

【要介護度別の区分支給限度額】

区分支給限度額は、介護保険で受けられる在宅サービスの限度を定めるものです。限度額は、かかった費用の総額で、単位で表されます。

利用者負担は、かかった費用の1割、2割または3割です。

区分	居宅サービス・地域密着型サービス
サービス種類	1 訪問介護（ホームヘルプサービス） 2 訪問入浴介護 3 訪問看護 4 訪問リハビリテーション 5 通所介護（デイサービス） 6 通所リハビリテーション 7 短期入所生活介護 8 短期入所療養介護 9 福祉用具の貸与 10 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 11 小規模多機能型居宅介護 12 認知症対応型通所介護
要支援1	5,032単位/月
要支援2	10,531単位/月
要介護1	16,765単位/月
要介護2	19,705単位/月
要介護3	27,048単位/月
要介護4	30,938単位/月
要介護5	36,217単位/月

※サービスの種類1～12については、介護予防サービスを含む。

※支給限度額（久御山町内事業者は1単位：サービス種類により10円～10.21円。市町村により異なります）

【高額医療・高額介護合算制度】

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し、高額になった場合は、限度額を超えた分を利用者に返還します。返還を受けるには、申請が必要です。

詳しくは、久御山町役場 国保健康課又は住民福祉課までお問い合わせください。

【高額介護サービス費】

サービス利用者の自己負担（1割、2割または3割負担）が一定の額を超えたときは、高額介護サービス費として、上限を超えた額を要介護者などに返還します。ただし返還を受けるには、申請が必要となります。

高額介護サービス費の対象となる利用者負担とは、居宅介護（支援）サービス費と施設介護サービス費（食費、居住費などは除く）です。

【施設等を利用した場合の居住費・食費の負担限度額】

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費の一定額以上は保険給付されます。

低所得の方は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

※施設が定める居住費及び食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。

※申請が必要です

自己負担限度額の適用を受けるためには、町に申請して「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けてください。

【社会福祉法人等による利用者負担軽減制度】

低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割にかんがみ、利用者負担額を軽減する制度があります。(適用を受けるためには申請が必要です。)

対象者

市町村民税世帯非課税者であって別に定める要件を満たす方

軽減の対象となるサービス

①訪問介護 ②通所介護 ③短期入所生活介護 ④介護老人福祉施設サービス(特養) ⑤訪問型サービス ⑥通所型サービス ⑦介護予防短期入所介護

軽減の割合

利用者負担の25%を軽減します。(老齢福祉年金受給者は50%軽減)

→利用者負担：利用者負担額(1割負担分)・居住費・食費等

生活保護の受給者は、個室の居住費(滞在費)のみ軽減の対象となり、全額軽減します。

※なお、この軽減制度を行っていない社会福祉法人等もあります。

【介護支援専門員(ケアマネジャー)】

介護支援専門員(ケアマネジャー)は、要介護者などからの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な居宅又は施設のサービスが利用できるように町、居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整を行います。

また、介護保険で現物給付(1割、2割または3割を負担するだけで、残額は町から直接サービス事業者を支払われること)を受けるためには、ケアマネジャーに介護計画(ケアプラン)を作ってもらする必要があります。

要介護認定を受けた方は、まずケアマネジャーをどこに依頼するかを町へ届けていただきます。

町内のケアマネジャーは、次の事業所などに在籍していますので、お気軽にご相談ください。

※ケアプランの作成は全額保険給付となり、利用者負担はかかりません。

名称	所在地	電話番号
(福) 久御山町社会福祉協議会	久御山町島田ミスノ11番地 久御山町地域福祉センターさつき苑	075-631-0100
(福) 八康会 居宅介護支援事業所 東楽生苑	久御山町林北畑105番地 久御山団地17棟103号	0774-41-1470
(医) 啓信会 ケアプランセンター リエゾン久御山 ひしの里	久御山町佐古内屋敷81番地1	0774-43-3970

※事業対象者・要支援認定を受けた方は、地域包括支援センター(49ページ参照)にご相談ください。

【65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料】

令和3年度から令和5年度の保険料は下表のとおりです。

所得段階	対 象 者	保険料（年額）
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人または生活保護受給者本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	20,900円 ※(33,700円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が120万円以下の人	34,800円 ※(47,600円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が120万円超の人	48,700円 ※(51,000円)
第4段階	本人が住民税非課税だが、世帯の中に課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	59,100円
第5段階	本人が住民税非課税だが、世帯の中に課税者がいて、第4段階以外の人	69,500円
第6段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円以下の人	78,200円
第7段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が210万円未満の人	93,800円
第8段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が320万円未満の人	111,100円
第9段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円未満の人	128,500円
第10段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が500万円未満の人	145,900円
第11段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が600万円未満の人	152,800円
第12段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が800万円未満の人	170,200円
第13段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が1,000万円未満の人	187,500円
第14段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の人	208,300円

※（ ）内は消費税増税に伴う低所得者負担軽減に係る公費投入前の金額。

年額18万円以上の老齢・退職年金、障害年金、遺族年金受給者（年金から差し引き・特別徴収）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 仮徴収 →						← 本徴収 →					

それ以外の方（普通徴収）

※受給されている年金が、老齢福祉年金の方。

※特別徴収の対象者であっても、年金受給権者現況届を出し忘れた方や年度途中で転入された方、また65歳になった方など。

※所得段階が変更になった方など。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 年10回徴収 →											

1 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活の身体介護や生活援助を行います。例として次のようなサービスを行います。

1 身体の介護に関すること

- ・食事介助 ・おむつ交換 ・トイレ利用など排泄介助 ・入浴 ・洗面
- ・更衣介助 ・通院介助 ・就寝介助など

2 生活援助に関すること

（利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われます。）

- ・掃除 ・洗濯 ・一般的な調理、配膳 ・買い物など

2 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定したあと、医師の指示に基づいて、医療機関や訪問看護ステーションの看護師などが家庭を訪問し、療養の世話などを行います。

3 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病状が安定したあと、医師の指示に基づいて、リハビリの専門家が家庭を訪問し、指導を行います。

4 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

移動可能な風呂や巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭で入浴サービスを行います。

5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが通院が困難な方の家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

6 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどにおいて、日常生活上の援助、健康状態の確認、食事や入浴などのサービスを日帰りで行います。送迎もあります。

7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や病院、診療所などに通って、食事や機能訓練などのサービスを日帰りで行います。送迎もあります。

8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどの福祉施設や老人保健施設、療養型医療施設などの医療機関に短期間入所し、日常生活の介護や看護、また機能訓練などのサービスを行います。送迎もあります。

9 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）などのうち、指定を受けた施設の入居者が利用する介護や機能訓練が居宅サービスとして対象になります。

一般には有料老人ホームなどは居宅と位置付けられており、入居者はホームヘルプサービスなどの外部の居宅サービスを利用されますが、基準に該当し、指定を受けた施設は、入居者に対して特定施設入居者生活介護として介護サービスを提供することとなります。

特定施設入居者生活介護は、包括型（一般型）と外部サービス利用型に区分されます。包括型は、特定施設の従業者が直接入居者に対しサービスを提供するものです。

外部サービス利用型は、特定施設の従業者が計画の作成などを行い、施設が委託する外部の居宅サービス事業者がサービスを提供するものです。

10 福祉用具の貸与・介護予防福祉用具の貸与

手すり、スロープなどの自立を支援するための下記用具を貸与（レンタル）いたします。

福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
要介護1～5	要支援1・2
<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具を除く） ・自動排泄処理装置 	<p>福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ
<p>要支援1・2及び要介護1の方は、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置は原則として保険給付の対象となりません。</p> <p>また、自動排泄処理装置については、要介護2及び要介護3の方も原則として保険給付の対象となりません。</p>	

※訪問・通所系サービスの要介護度別の支給限度額に含まれます。

11 特定福祉用具購入費の支給・介護予防特定福祉用具購入費の支給

ポータブルトイレ、シャワーチェアなど、入浴、排泄に使用する用具（特定福祉用具）の購入に対して、限度額の範囲内で自己負担分を除いた実費を支給します。

※福祉用具専門相談員が配置され、都道府県知事の指定を受けた、特定福祉用具販売事業所から購入したものに限りです。

※令和3年5月から福祉用具購入についても受領委任払を開始します。

12 住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消など（下記参照）、小規模な住宅改修に対して、限度額の範囲内で自己負担分を除いた実費を支給します。

※事前申請が必要となります。

住宅改修の種類

1 手すりの取り付け	3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	4 引き戸等への扉の取替え
2 床段差の解消		5 洋式便器等への便器の取替え

※新築の場合は対象となりません。増築の場合は、増築に伴って行われた支給対象の工事部分のみ対象となります。

13 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、家庭的な雰囲気の中で5～9人で共同生活を送りながら、日常生活の介護や機能訓練を受けることができる施設です。

14 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを提供する小規模な拠点施設です。

15 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者に、デイサービスセンターなどにおいて、入浴や食事の介助、機能訓練などを行います。

16 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話が利用できる施設です。

17 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している方が、在宅の生活への復帰をめざして、看護や介護、リハビリを中心としたサービスを受けられる施設です。

18 介護療養型医療施設（療養病床を有する病院等）

急性期の治療を終え、長期間にわたり療養が必要な方のために介護職員が手厚く配置された医療施設です。（2024年3月までに、介護医療院等に転換される予定です。）

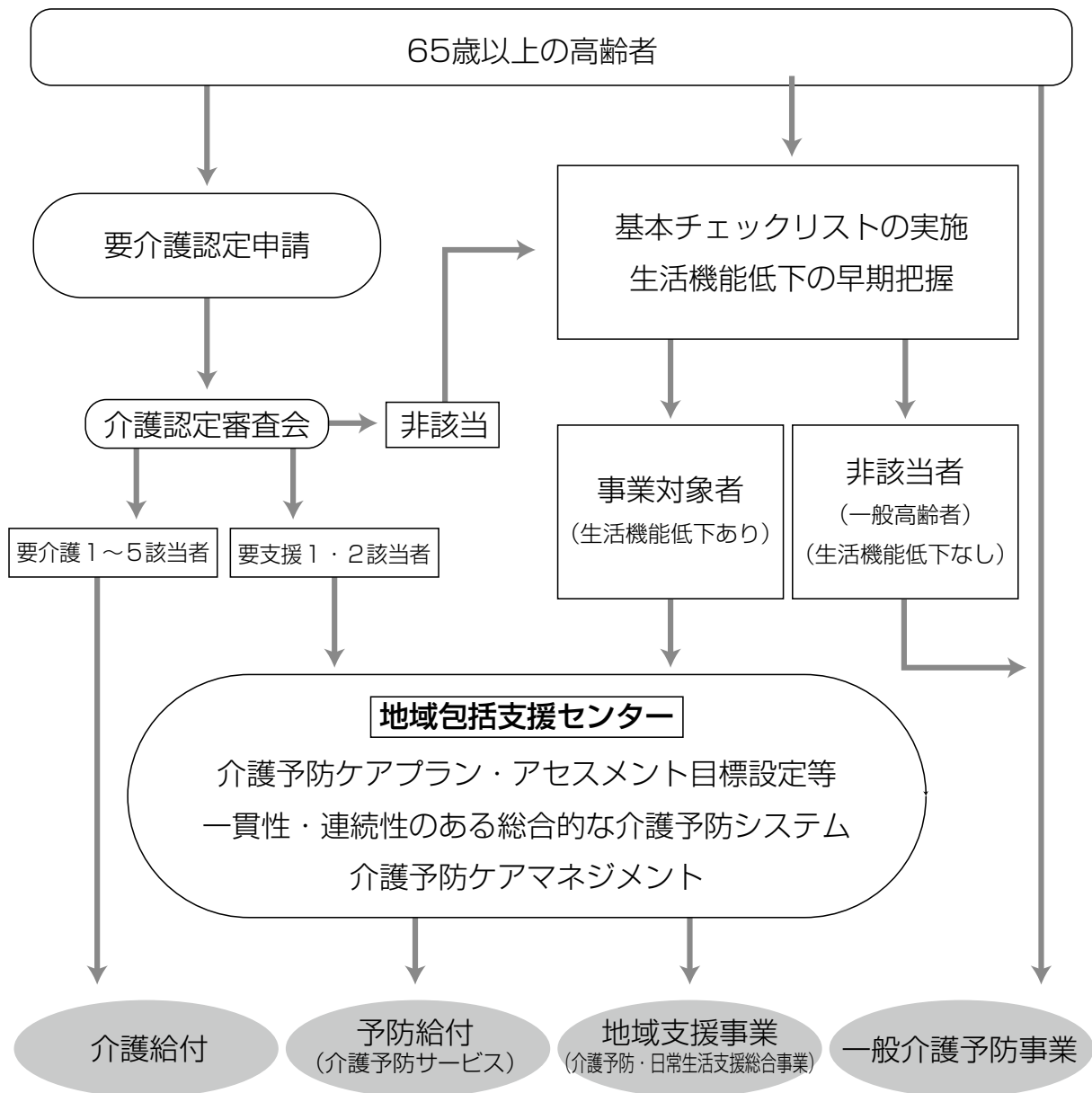
19 介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。

(介護予防・日常生活支援総合事業)

要介護認定で要支援1・2と判定された人や、基本チェックリストにて生活機能が低下していて介護が必要となる恐れがあると判定された高齢者は、介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。また、自立した生活を送れる高齢者も、健康作りや生活支援を目的とした一般介護予防事業を利用できます。

すべての高齢者が、在宅において健康でいきいきとした生活を送ることができるように支援します。



1 訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

自立した生活を営むことができるよう、生活機能の維持・向上の観点からホームヘルパーを派遣し、高齢者の日常生活の世話をを行い、安心して生活が送れるように支援することを目的としています。（今までの介護予防訪問介護に相当するサービスです。）

事業の内容

(1) 介護予防家事援助に関すること

- ・調理・衣類の洗濯・住居等の掃除と整理整頓などを支援します。
※例えば、料理や買い物などをヘルパーと一緒にします。

(利用回数) 週1回

(利用料) 介護サービスの負担割合に準じる

2 通所型サービス（デイサービス）

通所介護事業所等で食事や入浴・排泄介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなどを行います。（今までの介護予防通所介護に相当するサービスです。）

事業の内容

(内容) 町内のデイサービスセンターで、主に以下のことを行います。

- ・健康チェック ・日常動作訓練 ・食事サービス ・入浴サービス
- ・送迎サービス ・集団レクリエーションなど

(利用回数) 週1回

(利用料) 介護サービスの負担割合に準じる＋食費など

(一般サービス)

一般サービスとは

介護保険の要介護認定に関係なく、65歳以上の高齢者や体の不自由な方に受けていただくことができるサービスです。

※サービスごとに、対象者についての制限があります。また、必要書類などもサービスによって異なりますので、詳細は、各ページで確認してください。

- 1 家族介護者交流事業
- 2 在宅高齢者おむつ等支給事業
- 3 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
- 4 火災警報器具貸与事業
- 5 福祉サービス診断書料助成事業
- 6 緊急時在宅高齢者あんしん事業（シルバーホン設置）
- 7 養護老人ホームの利用
- 8 居宅高齢者介護者激励金支給事業
- 9 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
- 10 高齢者住宅改造助成事業
- 11 ささえ愛サービス（住民参加型在宅福祉サービス）
- 12 地域包括支援センター

1 家族介護者交流事業

常時介護を必要とする高齢者をご家庭で介護されている人を対象に、学習会や社会見学などを通して、日常の介護体験などを話し合うと共に、心身のリフレッシュを行っていただくことを目的としています。

対象者

常時介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者を家庭で介護している人

事業の内容

(内容) 社会見学及び交流会：年2回 学習会及び交流会：年2回

(参加費用) 1回につき1,000円

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

2 在宅高齢者おむつ等支給事業

ねたきり又は認知症高齢者でおむつを使用されている人に対し、おむつ等を支給します。

対象者

65歳以上の人で、次に該当する人

- (1) ねたきり又は認知症で失禁状態にある人
- (2) おむつの使用が常時必要であると認められる人

※失禁予防による使用は対象になりません。

※入院・施設入所などで、ご家庭におられない場合は対象になりません。

支給方法

毎月10日前後に業者が直接ご自宅にお届けします。

おむつ等の種類と限度枚数

紙 おむつ (一 種類)	パンツ タイプ	オープンタイプ	S 34枚 M 30枚 L 26枚		その 他の 介護 用品 (一 種類)	介護用手袋	100枚	
		はく タイプ	S 22枚 M 20枚 L 18枚 LL 16枚			清拭剤	1本	
			フラットタイプ			60枚・90枚・120枚	消臭除菌剤	2本
	パッドタイプ		48枚・96枚			ぬれタオル	144枚	
								
								

※年度によって数量が変更になる場合があります。

手続きに必要なもの

おむつ等支給申請書

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

3 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

高齢者が医療保険制度の適用されないはり・きゅう・マッサージの施術を受けられた場合に、その施術費の一部を助成します。

対象者

65歳以上の人

※ただし、新たに65歳になられた人については、翌月（1日生まれの人は、その日の属する月）から対象となります。

助成証明書の発行

助成証明書は、12枚綴りのチケットです。

1人につき、年間12枚を一括でお渡しします。ただし、5月以降に申請された場合は、申請された月から同年度の3月までの月数分になります。

※例えば、4月に申請されると12枚、9月に申請されると7枚になります。

助成の金額

施術所で施術を受けられた場合、1回につき、助成証明書1枚による1,000円と施術所のご協力によりさらに1,000円の割引となり、合計2,000円の助成を受けることとなります。

利用できる施術所

町と助成事業への協力を契約している施術所で利用できます。

町内の施術所（P78参照）

町外（宇治市・城陽市など）でも利用できる施術所があります。

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

4 火災警報器具貸与事業

ねたきりの高齢者、重度身体障害者、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯に、火災警報器具を設置します。

対象者

- (1) ねたきりの高齢者（6か月以上ねたきりのおおむね65歳以上の人）
- (2) 重度身体障害者（心臓・じん臓又は呼吸器機能障害を除く、身体障害者手帳1・2級の人）
- (3) 高齢者世帯（60歳以上の人若しくは18歳未満の児童又は重度心身障害者で構成し、65歳以上の人を含む世帯）
- (4) ひとり暮らしの高齢者（65歳以上のひとり暮らしの人）

事業の内容

煙又は熱を感知し、警報音で知らせる器具を設置します。

(費用) 無料

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

5 福祉サービス診断書料助成事業

各種の福祉サービスを受ける際に、必要とされる医師の診断書取得にかかる費用の一部を助成します。

対象となる福祉サービス

介護保険サービスや町が実施する次のサービス

- ・ デイサービス
- ・ 施設入所
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ ホームヘルプサービス

助成額

診断書料	助成額
2,000円以下	実際に支払った金額
2,001円～4,000円	2,000円
4,001円以上	実際に支払った額の半分（5,000円まで）

手続きに必要なもの

- ・ 診断書料助成申請書
- ・ 病院等が発行した領収書（原本）

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

6 緊急時在宅高齢者あんしん事業（シルバーホン設置）

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急の場合の通報や相談対応を簡単な操作で行うことができるシルバーホンを設置します。

対象者

次のいずれかに該当する人

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの人で心身の状態から安否確認が必要と認められる人
- (2) その他、町長が必要と認める人

事業の内容

ボタン1つ押せば自動的に受信センターに通報されます。

・緊急通報

通報は受信センターに届き、受信センターで情報を確認し必要に応じて消防本部へ救急出動要請を行い、また事前登録されている緊急連絡先への連絡を行います。

・相談業務

受信センターには看護師を中心とした専門スタッフが24時間体制で勤務しており利用者の健康相談に応じます。緊急時以外でも利用可能です。

・毎月のお伺い電話

毎月1回、お伺い電話をおかけします。

日々の生活状態や健康状態、その他相談したいことなど、お話しください。

(必要書類) シルバーホン設置申請書及び添付資料

民生委員の意見（申請書に記入欄があります）

(費用) 固定型シルバーホンの費用は町が負担します。

携帯型シルバーホンの費用は、月々の使用料に一部個人負担が発生します。

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

7 久御山町認知症高齢者等見守りQRシール交付事業

町内在住の認知症高齢者等が行方不明になったとき、いち早く発見または保護できるようにQRシールを配布します。

対象者

町内に居住する認知症高齢者等

事業内容

対象者一人あたり20枚のQRコードの印刷されたシールを配布します。

徘徊に気付いた人がスマートフォンなどでQRコードを読み取ることで、町や警察の連絡先が表示され、その表示された連絡先に連絡してもらうことで、行方不明発生時の早期発見に繋がるものです。

手続き

住民福祉課にご相談ください。認知症高齢者事前登録者名簿に登録されていない場合は登録が必要です。名簿に登録することにより、行方不明時のSOSネットワークによる検索時の情報になります。

※SOSネットワークとは、高齢者等が行方不明発生時に、警察や地域の生活関連団体等が検索に協力して、速やかに行方不明者を発見保護するしくみです。

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

8 養護老人ホーム

養護老人ホームは、心身機能が衰えてきたり、経済的な理由により居宅での養護を受けることが難しい高齢者（65歳以上の人）が自立した日常生活を営み社会的活動に参加するために援助を行う施設です。

対象者

65歳以上で、環境上及び経済的理由により居宅において生活が困難な所得の低い人

費用

利用者の収入に応じた費用と、扶養義務者（同居している配偶者又は子ども。別に生活していても同一世帯と認められる人を含みます）の所得税の額に応じた費用

手続き

住民福祉課にご相談ください。担当職員が訪問面接のうえ、本人の状態等を確認させていただきます。

その後、健康診断書等を提出していただき、入所の決定手続きを経て、町から養護老人ホームへ入所の依頼を行います。

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

9 居宅高齢者介護者激励金支給事業

要介護高齢者を居宅で介護されている人に激励金を支給します。

対象者

7月1日又は1月1日（基準日）において、町内に居住する65歳以上で、かつ「要介護3」以上と認定された要介護高齢者と同居する、若しくは常時直接介護している配偶者または3親等以内の親族等

次の場合を除きます。

- (1) 基準日において要介護高齢者が特別養護老人ホームその他の社会福祉施設に入所しているとき、又は病院などに引き続き3か月を超えて入院若しくは入所しているとき
- (2) 要介護高齢者が基準日において6か月以上町内に居住していないとき

事業の内容

- (激励金の額) 30,000円（主な介護者1人に年度1回限り支給します）
- (支給の申請) 基準日（7月1日、1月1日）の属する月の末日までに申請してください。
- (必要書類) 居宅高齢者介護者激励金支給申請書

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

10 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

65歳以上の方で、普段寝具の洗濯等ができない人に対して、洗濯・乾燥・消毒のサービスを実施します。

対象者

65歳以上の人で、寝具の衛生的な管理が困難な人
※同世帯で寝具の衛生的な管理ができる人がいる場合は除く。

対象寝具

掛布団・敷布団・毛布 それぞれ1枚ずつ

事業の内容

(内容) 年2回 対象者が使用している寝具の洗濯・乾燥・消毒

(費用) 掛布団 綿・羊毛・羽毛 286円

敷布団 綿・羊毛・羽毛 286円

毛布 165円

(令和2年度)

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

11 高齢者住宅改造助成事業

高齢者が居宅での日常生活を維持するために行う住宅の改造に対し、専門的な立場から助言を行い、改造にかかる費用の一部を助成することにより、日常生活を支援し、福祉の増進を図ることを目的に実施します。

対象者

基本チェックリストにおいて、事業対象者（要支援、要介護状態になるおそれがある高齢者）と診断された方で、自己の居住する住宅の改造が必要と認められる人

対象住宅など

- ・対象者が実際に居住し、町内に所在するもの
- ・対象者の所有でないものは、所有者の承諾を得たもの

対象工事

- (1) 廊下などの手すりの設置工事
- (2) 住宅への進入経路及び住宅内の段差の解消工事
- (3) 便器の取り替えなどの工事
- (4) その他、町長が必要と認めた工事（相談のうえ決定）

助成額

1 住宅につき20万円まで（利用者負担は1割）

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

12 ささえ愛サービス（住民参加型在宅福祉サービス）

困った時はお互い様の気持ちを持った人が会員となり、有料（実費程度）で、掃除や洗濯、買い物などの家事や、送迎などのサービスを行います。

利用できる方

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯などで、他の福祉サービスでは利用が困難な世帯、公的なサービスでは対応が困難な世帯の人

サービスの内容

- ・家事の援助：調理や洗濯、掃除や草引き、家具の移動など
- ・身の回りの介助：通院介助や買い物の同行などの介助
- ・移送サービス：医療機関への通院のための移送
居宅サービス等を利用する施設への通所のための移送
公的機関へ諸手続又は相談に行くための移送
※原則として車いす利用者でご家族等の同乗が必要です。
※運行範囲：久御山町、宇治市、城陽市、八幡市、京都市伏見区

利用料（口座引落）

- ・家事の援助、身の回りの介助：1時間800円
- ・移送サービス：片道30分以内800円、片道30分以上900円

利用日・利用時間

月曜日から金曜日：午前9時から午後5時まで

問い合わせ先

久御山町社会福祉協議会

☎ (075) 631-0022

13 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で健やかに生活していけるよう、高齢者の総合相談窓口として「地域包括支援センター」を設置しています。

専門的な知識を有する職員が、高齢者の心身や生活の状況などをお伺いし、その方に合った地域での生活を支援します。

どうぞお気軽にご利用ください。

【高齢者の総合相談窓口】

高齢者及びその家族から介護や福祉などに関する相談を総合的に受けるとともに、必要に応じて訪問し、適切なサービスが利用できるよう支援します。

【介護予防ケアマネジメント】

要支援1・2の方に対する予防給付の計画作成及び要介護・要支援状態になるおそれのある方（事業対象者）に対して介護予防事業等が提供されるよう適切なケアマネジメントを行います。

【権利擁護】

高齢者に対する虐待や認知症などでお困りの人の相談をお受けし、安心して生活できるように支援します。

【包括的・継続的ケアマネジメント】

高齢者を支援する関係機関とのネットワーク構築や地域のケアマネジャーに対する支援をします。

営業日・時間

月曜日から金曜日（ただし祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで

運営主体

社会福祉法人 久御山町社会福祉協議会
※久御山町の委託を受けて設置しています。

問い合わせ先

久御山町地域包括支援センター（地域福祉センター 2F）
☎ (075) 631-0033/FAX (075) 631-0132

(要介護状態にならないために)

高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、要介護状態にならないために実施する介護予防の事業です。

- 1 いきいきスマイル塾
- 2 いきいきハツラツ塾（いきいきホール出張プログラム）
- 3 いきいきすこやか塾（いきいきホール運動指導士派遣事業）
- 4 ミニデイサービス事業（いきいきサロン）

1 いきいきスマイル塾

高齢者が、要支援、要介護状態になることを予防し、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として実施します。

対象者

基本チェックリストにおいて、要支援、要介護状態になるおそれがある高齢者と診断された人

事業の内容

(内容) ①運動器機能の向上 ②栄養改善 ③口腔機能向上
④認知症予防 ⑤閉じこもり予防
※①～⑤を総合的に組み合わせ、1回/週×12回を1クールとして実施します。

(費用) 無料

(会場) 地域の集会所や公民館及び公共施設

(参加方法) 住民福祉課へ申込下さい。

※日程や会場等について、空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

介護予防ポイント

1回参加する度に、介護予防ポイント1点がためられます。

年度内に50ポイント（令和3年度に限り40ポイント）たまると、特典を受け取れます。

特典は、「旬菜の里」、「クロスピア」共通商品交換券500円分か、いきいきホール利用券5枚分を予定しています。

問い合わせ先

・住民福祉課 福祉介護係

2 いきいきハツラツ塾（いきいきホール出張プログラム）

健康センターいきいきホールの出張プログラムとして、いきいきホールで使用している椅子体操やトレーニングマシンなどによる介護予防プログラムを荒見苑、楽生苑、まちの駅クロスピアくみやまへ出張して行います。

対象者

町内在住で60歳以上の人

事業の内容

- (内容) 介護予防グループレッスン「サッソウいきいき体操」
介護予防筋力向上トレーニング「元気ハツラツトレーニング」など
- (費用) 1回につき100円
- (会場) 老人福祉センター荒見苑、特別養護老人ホーム楽生苑
まちの駅クロスピアくみやま
- (参加方法) いきいきホールへ直接申込してください。

介護予防ポイント

いきいきスマイル塾と同様に、介護予防ポイントがためられます。

問い合わせ先

- ・住民福祉課 福祉介護係
- ・いきいきホール ☎ (0774) 41-3466

3 いきいきすこやか塾（いきいきホール運動指導士派遣事業）

町内の集会所等の地域で実施されている運動教室へ健康センターいきいきホールの運動指導士を派遣し、トレーニングマシンを使用せずに気軽に取り組むことができる介護予防プログラムを指導します。

対象者

町内在住で60歳以上の人

事業の内容

- (内容) 介護予防体操
柔軟体操、筋力向上トレーニング、バランス運動など
- (費用) 1回につき100円
- (会場) 町内の集会所等
詳細についてはいきいきホールへお問い合わせください。

介護予防ポイント

いきいきスマイル塾と同様に、介護予防ポイントがためられます。

問い合わせ先

・いきいきホール ☎ (0774) 41-3466

4 ミニデイサービス事業（いきいきサロン）

地域の集会所や公民館で、高齢者が要介護状態等にならないために地域福祉と協力しながら介護予防事業を総合的に実施します。

対象者

おおむね60歳以上の高齢者の方で集会所等へ自力で通える人を対象とします。
※年齢要件については、開催地の地域福祉との協議により調整しています。

事業の内容

(内容) 地域の集会所等で血圧測定、健康相談や軽体操、ゲーム等を行います。
(費用) 食材料費等の実費額

問い合わせ先

久御山町社会福祉協議会 ☎ (075) 631-0022

《健康のために》 (健康診査など)

健康な日々を過ごすことは人々の暮らしの中でもっとも大切なことの一つです。いま一度自分自身の健康を考え、体に優しい生活、いきいきとすこやかな生活のために健康づくりに努めましょう。

町では、皆さんの健康保持、増進のため各種事業を実施しています。

1 健康診査（生活習慣病予防のために）

がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）など食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣により引き起こされる生活習慣病は、日本人の死因の約6割を占めており、予防するにはできるだけ早期に発見し適切な健康管理に努めることが大切です。年に1回は、進んで健康検査を受け、検診結果の内容を十分に理解し、健康の指標として毎日の生活習慣の改善に役立てていく事が大切です。

健康診査は、自己負担なしで受診できます。

①高齢者などの健康診査

健康診査の種類	対象者	検診項目	受診場所
ア. 特定健康診査	久御山町国民健康保険に加入されている今年度40歳以上の人	身体測定、血圧測定、問診、内科診察、尿検査、血液検査、心電図検査等	町内又は宇治市・城陽市の「協力医療機関」 ※大橋辺の住民のみ「伏見区淀地域協力医療機関」で、北川顔・藤和田の住民のみ「となみクリニック」でも受診できます。
後期高齢者健康診査	京都府後期高齢者医療制度に加入されている人		
健康診査	医療保険に加入されていない今年度40歳以上の人（生活保護世帯等）		
イ. 胃がん検診	受診時40歳以上の人 2年に1回の検診	胃部X線撮影又は胃内視鏡検査	町内又は宇治市・城陽市の「胃がん検診協力医療機関」
ウ. 子宮頸がん検診	受診時20歳以上の女性 2年に1回の検診	視診、細胞診、内診	京都府内の「子宮頸がん検診協力医療機関」
エ. 乳がん検診	受診時40歳以上の女性 2年に1回の検診	視診、触診、乳房X線撮影	町内又は宇治市・城陽市の「乳がん検診協力医療機関」
オ. 肺がん検診 結核検診	受診時40歳以上の人 65歳以上の人	胸部X線撮影 喀痰細胞診 (必要な人)	検診車 (町内各会場)

カ. 大腸がん検診	受診時40歳以上の 人	便潜血検査	町内又は宇治市・ 城陽市の「大腸が ん検診協力医療機 関」・「前立腺がん 協力医療機関」・「肝 炎ウイルス検診協 力医療機関」 ※大橋辺の住民の み「伏見区淀地域 協力医療機関」で、 北川顔・藤和田の 住民のみ「となみ クリニック」でも 受診できます。
キ. 前立腺がん検 診	50歳以上の男性 2年に1回の検診	血液検査（前立腺 特異抗原検査）	
ク. 肝炎ウイルス 検診	40歳以上で過去に この検診を受けた ことのない人	血液検査（B型肝 炎ウイルス検査・ C型肝炎ウイルス 検査）	

※70歳以上の人は無料です。住民税非課税世帯・生活保護世帯等には、免除制度があります（事前申請が必要です）。

②高齢者などの歯科健康診査

健康診査の種類	対象者	検診項目	受診場所
成人歯科健診 （個別）	当該年度に満41 歳・51歳・61歳・ 71歳になる人	問診・口腔内診査・ 歯科保健指導	町内又は宇治市・ 城陽市の「成人歯 科健診協力医療機 関」
成人歯科健診 （集団）	おおむね40歳以上 の人及び2歳6ヶ 月児歯科検診対象 児の同伴者	問診・口腔内診査・ 歯科保健指導	保健センター ※令和2・3年は コロナのため中止
後期高齢者 歯科健診	当該年度に76歳に なる京都府後期高 齢者医療制度の人	問診・口腔内診査・ 歯科保健指導	町内又は宇治市・ 城陽市の「後期高 齢者歯科健診協力 医療機関」

2 予防接種の助成

高齢者等インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン予防接種に対し、費用の一部を助成します。

対象者

- ▶ 高齢者等インフルエンザ
 - ・ 65歳以上の人
 - ・ 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の障がいにより、日常生活に極度の制限がある人

- ▶ 高齢者用肺炎球菌
 - ・ 年度末年齢が「65歳」「70歳」「75歳」「80歳」「85歳」「90歳」「95歳」「100歳」の人
 - ・ 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の障がいにより、日常生活に極度の制限がある人

※すでに「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン」の接種を受けたことがある人は、対象になりません。

接種場所

京都府内の「高齢者等インフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種協力医療機関」

費用

- ・ 一部負担が必要になります。
- ・ 住民税非課税世帯、生活保護世帯等には、一部負担金の免除制度があります（事前申請が必要です）。

3 健康手帳の交付

健康診査や健康相談の内容を記録し、自らの健康管理に役立てるための健康手帳がダウンロードできます。

※インターネット環境のない方はご相談ください。

対象者

- ・40歳以上の人

交付方法

- ・役場窓口で交付
- ・町ホームページ、厚生労働省ホームページ等で健康手帳をダウンロード

4 健康教育

生活習慣病の予防や健康増進など、健康に関する正しい知識の普及を図ることを目的に、保健師・栄養士などが実施しています。

実施日時・内容などは、「広報くみやま」などでお知らせしています。

5 健康相談

保健師・栄養士などが、心身の健康に関する個別の相談に応じます。
(あらかじめ電話で予約の上、ご相談ください)

6 訪問指導

保健師・栄養士などが家庭を訪問し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進のために、主治医等と連携を図り、本人及びその家族に対して必要な保健指導を行います。

対象者

次に該当する人

- ・ 健診、健康相談又は健康教育などを受けた人の中で引き続き指導の必要な人
- ・ 心身障害者などで訪問が必要な人、緊急訪問要請者など訪問が必要な人
- ・ その他

(医療制度)

1 国民健康保険

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるよう、社会保障の一環として、加入者の皆さんの所得に応じた保険税と、国からの公費で支えられています。

①保険者とは…

国民健康保険事業を運営する団体（以下保険者という）は、市町村単位から都道府県単位に変更されています。

本町では次の業務を行います。

- ア. 国民健康保険への加入（資格取得）、脱退（資格喪失）などの受付
- イ. 被保険者証の交付
- ウ. 医療機関への医療費の支払い
- エ. 療養費の支給、高額療養費の支給、高額介護合算療養費の支給など
- オ. 出産育児一時金、葬祭費の支給
- カ. 保険税の賦課、徴収

②被保険者とは…

国民健康保険に加入する人は、職場の医療保険（健康保険組合、共済組合など）に加入している人や生活保護を受けている人以外の人であり、国民健康保険では家族一人ひとりが被保険者となります。ただし、届け出は世帯単位になります。

③被保険者証とは…

国民健康保険に加入すると、その資格を証明するものとして、国民健康保険被保険者証を交付します。被保険者証は、医療機関で診療を受けるときに必要なものです。

④国民健康保険に加入するとき・やめるとき…

届け出は14日以内に！

○加入するとき

- 1. 他市町村から転入したとき
- 2. 職場の健康保険をやめたとき
- 3. 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき
- 4. 子どもが生まれたとき（国保に加入する世帯のみ）
- 5. 生活保護を受けなくなったとき

○やめるとき

1. 他市町村へ転出したとき
2. 職場の健康保険に加入したとき
3. 職場の健康保険の被扶養者になったとき
4. 死亡したとき（国保に加入する世帯のみ）
5. 生活保護を受けたとき
6. 後期高齢者医療制度の対象となったとき（75歳になり対象となるときは届出不要）

⑤高額療養費とは…

（1）70歳未満の人の場合

～自己負担が限度額を超えた場合～

同じ月内の医療費の自己負担が高額になったとき、下表の限度額を超えた分が支給されます。

ひとつの世帯で、同じ月内に各医療機関に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払ったとき、それらの額を合算して、限度額を超えた分が支給されます。

自己負担限度額（月額）

所得区分	所得※	3回目まで	4回目以降
住民税課税世帯	901万円超	252,600円 +医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 +医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
	210万円超 600万円以下	80,100円 +医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

※限度額は、所得によって異なりますので、「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要となります。あらかじめ申請をしてください。所得の申告がない場合は901万円超と見なされますので、ご注意ください。

※ひとつの世帯で、過去12か月以内に4回以上、高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降は、限度額が引き下げられます。引き下げられた限度額を超えた分が支給されます。

(2) 70歳～74歳の人の場合（月額）

所得区分	所得※1	負担割合	外来+入院（世帯単位）	
			外来（個人単位）	
現役並み所得者	690万円以上	3割	252,600円 [医療費が842,000円を超えた場合： (医療費－842,000円) × 1%を加算] < 4回目以降は、140,100円>	
	380万円以上 690万円未満	3割	167,400円 [医療費が558,000円を超えた場合： (医療費－558,000円) × 1%を加算] < 4回目以降は、93,000円>	
	145万円以上 380万円未満	3割	80,100円 [医療費が267,000円を超えた場合： (医療費－267,000円) × 1%を加算] < 4回目以降は、44,400円>	
一般		2割	18,000円※2	57,600円 < 4回目以降は、44,400円>
低所得者Ⅱ		2割	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		2割	8,000円	15,000円

※1 所得とは課税所得のことです。

※2 年間上限額144,000円

- ・後期高齢者医療制度で医療を受ける人と合算することはできません。
- ・低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、入院のときに「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。また、外来で医療費が高額になると思われる場合も必要となることがありますのであらかじめ申請をしてください。
- ・75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります。
- ・70歳～74歳の方の自己負担割合については、次を参照ください。

70歳～74歳の人の所得区分

現役並み 所得者	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70～74歳の国保被保険者がいる人。ただし、70～74歳の国保被保険者の収入合計が、1人で383万円未満、2人以上で520万円未満の場合は申請により、「一般」の区分と同様となり2割負担となります。また、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいるため、現役並み所得者になった国保被保険者の場合、同一世帯の旧国保被保険者（国保から後期高齢者医療制度に移行する人）も含めた収入合計が520万円未満の人は、申請により「一般」の区分と同様となり2割負担となります。
低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円（※令和3年8月以降改正あり）として計算）を差し引いたときに0円となる人
一 般	上記以外の人

※70歳～74歳の自己負担割合

現役並み所得者以外	2割
現役並み所得者	3割

問い合わせ先

国保健康課 国保医療係

⑥保険税とは… **保険税は大切な財源です**

国民健康保険に加入すると、その資格を得ると同時に保険税を支払う義務が生じます。納付された保険税は、国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険を運営するための大切な財源となります。

世帯の所得や加入者数などによって、1年間の税額が決まりますが、年度の途中で加入したり、やめた場合は、保険税は月割りで計算されることとなります。

お支払い忘れのない口座振替が便利です。銀行のキャッシュカードをお持ちであれば役場窓口で口座振替の登録ができます。(利用できない金融機関もあります。)

問い合わせ先

税務課 課税係

2 老人医療制度

保険診療による病院等で支払う医療費の自己負担割合が2割（現役並所得者は3割）になります。また、高額療養費に係る自己負担限度額が軽減されます。助成を受けるには申請が必要です。

対象者

久御山町内に住所を有し、65歳から69歳までで所得税非課税世帯に属する人

手続きに必要なもの

- ・健康保険証、印鑑

別途、課税証明あるいは個人番号（マイナンバー）がわかるものが必要な場合があります。

申請した月の初日から制度が適用されます。申請前の期間に遡って適用することはできません。

問い合わせ先

国保健康課 国保医療係

3 重度心身障害者医療制度

重度の心身障害のある人に対して保険診療の自己負担分を給付します。

対象者

75歳未満の健康保険加入者で

- ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級の人
- ・ I Q35以下の判定を受けた人
- ・身体障害者手帳 3 級を所持し、 I Q50以下の判定を受けた人

※後期高齢者医療の被保険者、生活保護世帯の人は対象外です。

所得制限

所得制限があります。(P71参照)

一部負担金

なし

手続きに必要なもの

- ・印鑑及び健康保険証
- ・身体障害者手帳など障害の内容がわかる書類
- ・別途、課税証明あるいは個人番号（マイナンバー）がわかるものが必要な場合があります。

問い合わせ先

国保健康課 国保医療係

4 特定疾病で長期間高額な治療が続くとき

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある、厚生労働大臣の指定する特定疾病の人は「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を医療機関などの窓口に提示すれば、自己負担は年齢にかかわらず1か月1万円(慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の所得区分ア・イの人は、自己負担1か月2万円)までになります。

条 件

- ①国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者であること
- ②以下のいずれかの疾病にかかっていること
 - ・先天性血液凝固因子障害の一部
 - ・人工透析が必要な慢性腎不全
 - ・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

問い合わせ先

国保健康課 国保医療係

※国民健康保険または後期高齢者医療制度加入以外の方はご加入されている健康保険にお問い合わせください。

5 後期高齢者医療制度

75歳以上の人及び65歳以上75歳未満の一定の障害がある人で、申請により広域連合の認定を受けた人は、後期高齢者医療制度から医療の給付を受けます。

一部負担金

所得に応じて医療費の1割又は3割の負担となります。同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、下表の限度額を超えた分だけ、高額療養費として支給されます。

所得区分	所得 ※1	自己負担限度額（月額）	
		外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み所得者	現役Ⅲ 690万円以上	252,600円 [医療費が842,000円を超えた場合： (医療費－842,000円) × 1%を加算] < 4回目以降は、140,100円>	
	現役Ⅱ 380万円以上 690万円未満	167,400円 [医療費が558,000円を超えた場合： (医療費－558,000円) × 1%を加算] < 4回目以降は、93,000円>	
	現役Ⅰ 145万円以上 380万円未満	80,100円 [医療費が267,000円を超えた場合： (医療費－267,000円) × 1%を加算] < 4回目以降は、44,400円>	
—	一般	18,000円 ※2	57,600円 < 4回目以降は、44,400円>
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 所得とは課税所得のことです。

※2 年間上限額144,000円

・保険適用外の請求分（入院時の食事代※や差額ベッド代など）は、支給対象とはなりません。

※食事代については、低所得者のみ、入院時に医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで食事代の減額があります。

所得によって自己負担額が変わります

医師にかかったときに支払う自己負担割合や限度額などは、所得に応じて決まりますので、忘れずに所得の申告をしましょう。負担能力がある人には応分の負担となり、負担能力が低い人には配慮する形にしています。

現役並み 所得者	同じ世帯に、一人でも住民税課税所得145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方。(ただし、一定の条件に該当する方を除きます。)
一 般	現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方。
低所得者Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税である人
低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、かつ、全員の各所得(年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円の方又は老齢福祉年金を受給している方。

※低所得者Ⅰ・Ⅱは、「限度適用・標準負担額減額認定証」の申請をされると窓口負担の区分は一般から低所得Ⅰ、Ⅱに変わり、入院時の食事代の補助が受けられます。

問い合わせ先

国保健康課 国保医療係

6 重度心身障害老人健康管理事業制度

後期高齢者医療の被保険者で、重度の心身障害のある人に対して自己負担分を給付します。

対象者

- ・身体障害者手帳1級又は2級の人
- ・IQ35以下の判定を受けた人
- ・身体障害者手帳3級を所持し、IQ50以下の判定を受けた人
生活保護世帯の方は対象外です。

所得制限

所得制限があります。(P71参照)

一部負担金

なし

手続きに必要なもの

- ・印鑑及び後期高齢者医療被保険者証
- ・身体障害者手帳など障害の内容がわかる書類
- ・別途、課税証明あるいは個人番号（マイナンバー）がわかるものが必要な場合があります。

問い合わせ先

国保健康課 国保医療係

= 所得制限額表 =

所得制限額表… { 重度心身障害者医療制度
 重度心身障害老人健康管理事業

扶養親族などの人数	限度額	前年（前々年）中所得	
		本人	配偶者・扶養義務者
0人		3,604,000円	6,287,000円
1人		3,984,000円	6,536,000円
2人		4,364,000円	6,749,000円
3人		4,744,000円	6,962,000円
4人		5,124,000円	7,175,000円
5人		5,504,000円	7,388,000円

※給与所得者の場合は、給与所得控除後の金額です。

※医療費控除、社会保険料控除、配偶者特別控除などの控除ができます。

※本人の限度額について、「扶養親族などの人数」の中に所得税法に規定する同一生計配偶者のうち70歳以上の者、又は老人扶養親族が含まれている場合は一人につき100,000円、所得税法に規定する特定扶養親族（16歳以上19歳未満の扶養親族を含む。）が含まれている場合は一人につき250,000円がそれぞれ加算できます。

※配偶者・扶養義務者の限度額について、「扶養親族などの人数」の中に所得税法に規定する老人扶養親族が含まれている場合は、一人につき60,000円が加算できます。ただし、全員が老人扶養親族の場合は一人を除いた人数になります。

《その他》

1 障害福祉サービス

障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを提供します。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人が対象となるサービスです。

ただし、満65歳以上の人は、まず介護保険が優先となりますので、介護保険のサービスをご利用ください。なお、障害の状態に対応したサービスが必要な人や、介護保険「非該当」の認定を受けた人などは、障害福祉サービスの対象となることがあります。

対象サービス

ホームヘルプサービス・短期入所（ショートステイ）・補装具など

利用の流れ

利用を希望される人は、役場住民福祉課で相談・申請をしていただく必要があります。申請をしていただいたあと、障害支援区分の認定調査や審査会等を経て、受給者証が交付されます。受給者証の交付を受けた人は、事業者と契約を行い、サービスを利用することができます。

利用者負担

利用料の原則1割が自己負担となります。ただし、所得に応じて負担上限額を設け、負担の軽減を図っています。

問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

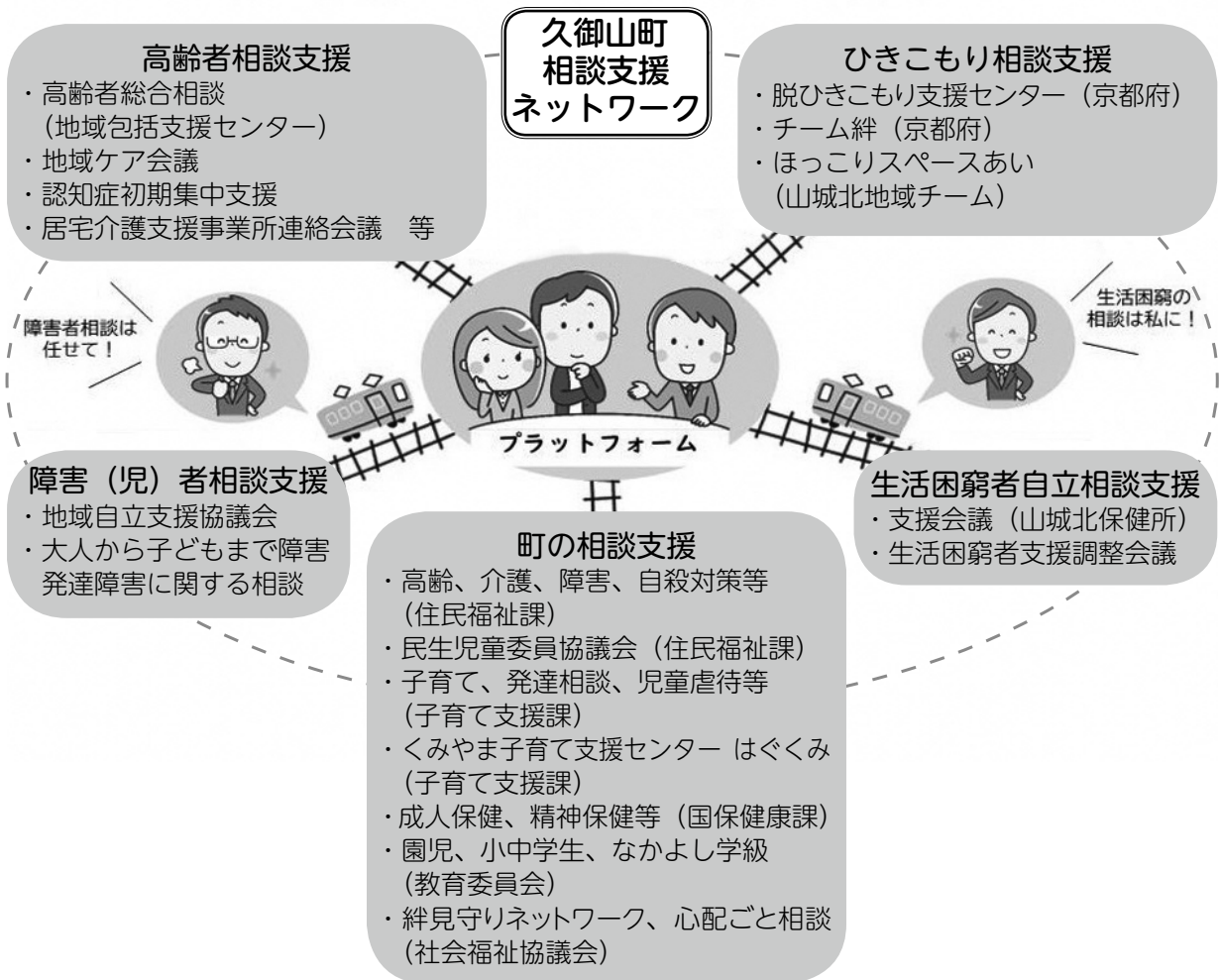
2 くみやま“あい”をつなぐプラットフォーム

町では、すべての住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けた、属性や世代を問わない相談支援のネットワーク構築を進めています。

相談者の相談内容に応じて、それぞれの相談支援事業所等のさまざまな主体が課題を共有しながら支援を実施します。

くみやま“あい”をつなぐプラットフォーム

相談者の相談内容に応じて、久御山町相談支援ネットワーク内におけるそれぞれの相談支援事業所から、適した支援を実施します！



問い合わせ先

住民福祉課 福祉介護係

◎高齢者相談支援

名 称	所 在 地	電話番号
久御山町地域包括支援センター	島田ミスノ11番地	075-631-0033
久御山町社会福祉協議会	島田ミスノ11番地	075-631-0022
居宅介護支援事業所 東楽生苑	林北畑105番地17棟103号	0774-41-1470
ケアプランセンター リエゾン久御山ひしの里	佐古内屋敷81番地 1	0774-43-3970

◎障害（児）者相談支援

名 称	所 在 地	電話番号
相談支援事業所 わお (町委託 障害者相談)	森村東221番地	075-632-1576
相談支援事業所 りあん (町委託 障害児相談)	京田辺市三山木中央6丁目 5番地10 (有ライフ・アシスト内)	0774-26-6835
障害児（者）地域療育支援センター ういる	城陽市枇杷庄中奥田49番地 1	0774-54-3109
障害者生活支援センター はーもにい	城陽市枇杷庄中奥田49番地 1	0774-55-5981

◎ひきこもり相談支援

名 称	所 在 地	電話番号
脱ひきこもり支援センター	京都市東山区清水四丁目 185番地 1	075-531-6540
ほっこりスペース あい	宇治市木幡赤塚47番地12	0774-32-6187

◎生活困窮者自立相談支援

名 称	所 在 地	電話番号
山城北保健所綴喜分室	京田辺市田辺明田 1 番地	0774-63-5745

※町の相談支援など、その他の問い合わせは次頁以降をご参照ください。

3 暮らしのダイヤル

◎久御山町役場（各課問い合わせ先）

名 称	所 在 地	電話番号
久御山町役場（代表）	島田ミスノ38番地	075-631-6111 0774-45-0001
久御山町消防本部	島田ミスノ11番地	一般 075-631-1515
		火災・救急用 119
久御山町役場総務課	島田ミスノ38番地	075-631-9991 0774-45-3922
// 行財政課	//	075-631-9992 0774-45-3924
// 税務課	//	075-631-9926 0774-45-3908
// 住民福祉課	//	075-631-9902 0774-45-3902
// 子育て支援課	//	075-631-9904 0774-45-3905
// 国保健康課	//	075-631-9913 0774-45-3906
// 環境保全課	//	075-631-9917 0774-45-3907
// 都市整備課	//	075-631-9961 0774-45-3912
// 新市街地整備室	//	075-631-9903 0774-45-3904
// 産業課	//	075-631-9964 0774-45-3914
// 上下水道課	//	075-631-9987 0774-45-3919
// 議会事務局	島田ミスノ11番地	075-631-9996 0774-45-0105
// 会計課	島田ミスノ38番地	075-631-9932 0774-45-3909
久御山町教育委員会学校教育課	//	075-631-9974 0774-45-3917
// 社会教育課	//	075-631-9980 0774-45-3918

◎こども園

名 称	所 在 地	電話番号
さやまこども園	佐古田中2番地	0774-43-8644
とうずみこども園	佐古清水96番地2	0774-44-4966
みまきこども園分園	中島向野10番地	075-631-2475

◎学校・学童保育

名 称	所 在 地	電話番号
御牧小学校	相島曾根19番地	075-631-2275
佐山小学校	佐古内屋敷56番地	0774-43-1717
東角小学校	佐古東角12番地	0774-43-8645
久御山中学校	坊之池高河原7番地	075-631-7207
久御山高等学校	林北畑	0774-43-9611
御牧仲よし学級	相島曾根19番地	075-631-0755
佐山仲よし学級	佐古内屋敷56番地	0774-44-4255 0774-46-1273
東角仲よし学級	佐古東角12番地	0774-44-5987 0774-45-4850

◎町の施設・機関

名 称	所 在 地	電話番号
久御山町立図書館	佐古外屋敷235番地	0774-45-0003
久御山町ふれあい交流館ゆうホール	//	0774-45-0002
久御山町立総合体育館	市田新珠城313番地	0774-44-3700
久御山町立町民プール ※	市田新珠城333番地	0774-45-0900
町民プール庭球場	佐古外屋敷282番地	<お問合せ> 0774-44-3700
久御山中央公園 野球場・庭球場	田井新荒見地内	
久御山町木津川河川敷運動広場	下津屋下ノ浜代27番地	
久御山町老人福祉センター荒見苑	田井新荒見11番地	0774-44-3405
久御山町保健センター	島田ミスノ11番地	075-631-9904
久御山町立地域福祉センター さつき苑	//	075-631-0022
久御山町健康センターいきいきホール	佐古外屋敷254番地1	0774-41-3466
久御山町子育て支援センターあいあいホール	佐古内屋敷80番地3	0774-41-2263
まちの駅クロスピアくみやま	森南大内303番地	075-632-2300

※町民プールは開設時のみ

◎警察

名 称	所 在 地	電話番号
京都府宇治警察署	宇治市宇治宇文字 2 番地12	0774-21-0110
田井交番	田井浜代6番地4・7番地21合地	0774-44-0744
林交番	林宮ノ後 3 番地 1	0774-43-8354

◎国・京都府・町の関係機関

名 称	所 在 地	電話番号
宇治税務署	宇治市大久保町井ノ尻60番地 3	0774-44-4141
ハローワーク宇治	宇治市宇治池森16番地 4	0774-20-8609
ハローワークプラザ城南	宇治市大久保町上ノ山43番地 1	0774-46-4010
京都地方法務局宇治支局	宇治市宇治琵琶33番地 2	0774-24-4121
京都府庁	京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町	075-451-8111
京都府山城広域振興局	宇治市宇治若森 7 番地 6	0774-21-2101
京都府山城北保健所	//	0774-21-2191
京都南年金事務所	京都市伏見区竹田七瀬川町 8 番地 1	075-644-1165
街角の年金相談センター宇治	宇治市広野町西裏54番地 2	0774-43-1511
京都府立山城総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷 1	0774-24-1313
京都府立城南勤労者福祉会館	宇治市伊勢田町新中ノ荒21番地8	0774-46-0688
城南地域職業訓練センター	//	0774-46-0688
久御山町社会福祉協議会	島田ミスノ11番地 地域福祉センター内	075-631-0022
久御山町地域包括支援センター	島田ミスノ11番地	075-631-0033
(公社) 久御山町 シルバー人材センター	島田ミスノ19番地 1 (役場敷地内)	075-633-5500
(公財) 久御山町 文化スポーツ事業団	佐古外屋敷235番地	0774-45-0002
久御山町商工会	田井浜代 5 番地 1	075-631-6518
和音くみやま作業所	森村東221番地	075-632-1576

◎病院・医院

名 称	所 在 地	電話番号
久御山南病院（救急指定病院）	坊之池坊村中28番地	075-631-2261
京都岡本記念病院（救急指定病院）	佐山西ノ口100番地	0774-48-5500
田村医院	佐山双置87番地	0774-41-6730
勘田内科医院	林宮ノ後36番地 8	0774-45-1280
おおむら医院	佐古内屋敷61番地 1	0774-46-3160
くわはら内科	北川顔村西6番地 2	075-874-6222
きむら眼科	森南大内156番地 1 イオンモール久御山 2 階	075-633-6055
松永歯科医院	林宮ノ後68番地 1	0774-44-0102
弘部歯科医院	藤和田村西 7 番地11	075-632-1363
ぬくい歯科医院	栄1丁目 1 番地77	0774-46-5505
いそぎき歯科医院	佐山双置 2 番地11	0774-45-3500
原田歯科	佐山新開地196番地	0774-45-2428
オー・デンタルクリニック	森南大内156番地 1 イオンモール久御山 2 階	075-633-0920

◎接骨院・施術所（助成事業登録施術所）

名 称	所 在 地	電話番号
明鍼灸院	栄 3 丁目 1 番地120	0774-44-2358
梅川指圧院	栄 2 丁目 1 番地103	0774-43-1109
大久保鍼灸院	栄 3 丁目 1 番地103	0774-44-8779
慶成鍼灸整骨院	林北畑92番地 1 クレス久御山ビル1F	0774-46-5681
三幸堂鍼灸整骨院	市田北浦54番地 2	0774-46-8638
シンキ接骨院・鍼灸院	佐山双置47番地	0774-41-6511
宮ノ後鍼灸整骨院	林宮ノ後66番地12	0774-46-5580
くみやま鍼灸整骨院	林北畑105番地 17棟102号	0774-43-4511

4 町内介護保険事業所

◎訪問介護（地域密着型サービス含む）・訪問型サービス

名 称	所 在 地	電話番号
(福) 久御山町社会福祉協議会	島田ミスノ11番地 久御山町地域福祉センターさつき苑	075-631-0022
楽生苑指定訪問介護事業所	林北畑105番地久御山団地17棟104号	0774-41-7780

◎訪問看護・介護予防訪問看護

名 称	所 在 地	電話番号
医療法人八仁会 「あおぞら」訪問看護ステーション	島田堤外31番地の24 (ケアモール内)	075-631-8860

◎訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

名 称	所 在 地	電話番号
医療法人八仁会久御山南病院	坊之池坊村中28番地	075-631-2261

◎通所介護（地域密着型サービス含む）・通所型サービス

名 称	所 在 地	電話番号
さつき苑デイサービスセンター	島田ミスノ11番地 久御山町地域福祉センターさつき苑	075-631-0022
楽生苑指定通所介護事業所	坊之池坊村中66番地	075-632-1094
(医) 啓信会デイサービスセンター リエゾン久御山ひしの里	佐古内屋敷91番地4	0774-43-2688
かがやきデイサービスセンター	佐山北代4番地9	0774-66-4847

◎通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

名 称	所 在 地	電話番号
(医) 啓信会 介護老人保健施設ひしの里	佐古内屋敷81番地1	0774-43-2626

◎福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与／特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

名 称	所 在 地	電話番号
ニック株式会社京都営業所	島田堤外22番地	075-632-5722
(有) アルル	森村東238番地	075-632-0450

◎短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

名 称	所 在 地	電話番号
楽生苑 指定短期入所生活介護事業所	坊之池坊村中66番地	075-632-1094

◎短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

名 称	所 在 地	電話番号
(医) 啓信会 介護老人保健施設ひしの里	佐古内屋敷81番地1	0774-43-2626

◎認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（地域密着型サービス）

名 称	所 在 地	電話番号
(医) 啓信会グループホーム リエゾンくみやま	林中垣内38番地1	0774-45-5100

◎小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）

名 称	所 在 地	電話番号
ケアリビングくみやま	島田堤外31番地24（ケアモール内）	075-633-5621
(医) 啓信会小規模多機能ホーム リエゾン久御山ひしの里	佐古内屋敷91番地5	0774-43-2633

◎認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（地域密着型サービス）

名 称	所 在 地	電話番号
(医) 啓信会認知症対応型デイサービスセンター リエゾン久御山 ひしの里	佐古内屋敷91番地1	0774-80-2900

◎介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム楽生苑	坊之池坊村中66番地	075-632-1094
特別養護老人ホーム久御山しみずの里	佐山西ノ口146番地1	0774-41-1081

◎介護老人保健施設

名 称	所 在 地	電話番号
(医) 啓信会 介護老人保健施設ひしの里	佐古内屋敷81番地1	0774-43-2626

※居宅介護支援事業所は27ページを参照ください。

5 防災への備え（避難場所など）

町では、あらゆる災害に備えて「久御山町地域防災計画」にその対応を記載しています。ご家庭におかれましては、日頃から各自が災害に対する心構えをしっかりと持ち、災害発生時には最低3日を自力で乗り切るための食料や飲料水を備蓄し、非常持出品などを準備することが必要です。

一方、地域では、災害の発生時には皆さんが協力して組織的に行動できるように自治会や自主防災組織の中で役割分担を決めておくことが望まれます。

気象警報が発表されたり、災害発生のおそれがある場合または震度4以上の地震が発生した場合は、役場に災害警戒本部（または災害対策本部）が設置され、職員が待機します。

災害時の避難情報やその他の防災情報は、町内19箇所に整備しました同報系防災行政無線の屋外スピーカーをはじめ、テレビ、ラジオ、町ホームページ、インターネット、緊急速報メールにより、町民の皆さんに情報を伝達します。（屋外スピーカーからの情報が聞き取れなかったときには、電話にて内容を確認できます。）それぞれの情報に注意して、速やかに避難できるように心がけてください。

災害が発生するおそれのあるときは、できるだけ早めの避難を意識するとともに、日頃から避難場所や避難経路の確認を行い、いざというときに備えてください。

「避難勧告」や「避難指示（緊急）」が発表された場合には、最寄りの避難場所（次ページ参照）に避難することとし、また、避難行動に時間を要する方々は、「避難準備・高齢者等避難開始」情報が発表された段階で、危険な場所にいる場合は避難行動を開始してください。

町では、避難行動要支援者避難支援計画を定めて、避難行動要支援者の方々の避難支援体制の強化に努めています。

避難行動要支援者の方々への情報伝達や避難支援は、自主防災組織や民生児童委員さんなど、地域住民の皆さんの協力なくしては、成り立ちません。

大規模災害時には、消防職員や役場職員だけでは人手が足りません。そんな時、地域住民の皆さんの力で、「自分たちの町は、自分たちで守る」という自助・共助の精神で助け合っていただくことが大切になります。そのためにも、常日頃からの防災への備えとご近所同士の連携・協力関係の構築に努めていただくことが必要です。

避難場所一覧

No.	名称	所在地	対象自治会等名
1	御牧小学校	相島曾根19番地	中島、西一口、東一口、相島、森
2	久御山中学校	坊之池高河原7番地	北川顔、藤和田、近協パレス、坊之池、野村、村東
3	久御山町役場	島田ミスノ38番地	島田、田井、荒見、下津屋、下津屋サンハイツ
4	佐山小学校	佐古内屋敷56番地	佐山、新開地、松陽台、サントウン佐山、佐山サンハイツ、佐古、下津屋団地、市田、鈴間
5	久御山高等学校	林北畑	西武西林、久御山団地、東佐山団地、双栗、林（西林）
6	東角小学校	佐古東角12番地	粕池、清水、林（東林）、ミサワ林、栄1・2丁目、栄3・4丁目、ハイツ西宇治
7	京都競馬場 駐車場	京都市伏見区 葎島渡場島町32番地	大橋辺、リーヴァ淀

※「対象自治会等名」は、おおむねの目安であり、災害等の状況に応じて、最寄りの避難場所に避難してください。

問い合わせ先

総務課防災安全係 ☎ (075) 631-9991又は (0774) 45-3922

健康長寿あんしんガイド
いきいきとした生活のために
(令和3年度作成)

久御山町 民生部 住民福祉課

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

TEL : 075-631-9902 / 0774-45-3902

FAX : 075-632-5933

メールアドレス : jumin@town.kumiyama.lg.jp